

令和 6年 9月13日

介護保険法に基づく指定地域密着型サービス 事業者の指定取消処分について

春日部市は、介護保険法の規定に基づき、9月13日付けで下記の指定地域密着型サービス事業者の指定取消処分を決定しましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名称 有限会社わらべ詩
- (2) 法人所在地 春日部市藤塚2771番地5
- (3) 法人代表 取締役 上野 福代

2 対象事業所

- (1) 事業所名称 デイサービス わらべ詩
- (2) 事業所所在地 春日部市小湊1200番地5
- (3) サービス種別 地域密着型通所介護
- (4) 指定日 平成18年11月1日
- (5) 事業所番号 1170601288

3 行政処分の内容

- (1) 行政処分の内容 指定の取消し
- (2) 処分年月日 令和6年9月13日
- (3) 指定取消年月日 令和6年9月30日

4 行政処分の理由

(1) 人員基準違反(介護保険法第78条の10第4号に該当)

令和4年9月から令和6年5月に至るまでの21ヶ月間、以下の違反があった。

- ・配置しなければならない機能訓練指導員の配置を行わなかった。
- ・サービス提供時間と同時間以上の配置をしなければならない生活相談員について、配置時間が不足している日数が少なくとも57日間あった。
- ・サービス提供時間中に必ず1人以上の配置をしなければならない介護職員について、未配置あるいは配置時間が不足している日数が少なくとも365日あった。

(2) 不正請求(介護保険法第78条の10第8号に該当)

- ・令和5年4月から令和6年3月の期間、介護職員の人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員基準欠如減算を行わずに、通常の介護報酬の請求を行った。

- ・令和5年4月から令和6年3月の期間、人員基準を満たしていないにも関わらず、入浴介助加算の算定を行った。
- ・令和4年度及び令和5年度において、介護職員処遇改善加算の算定額に相当する、介護職員の賃金改善を行わなかった。また、算定要件である職場環境等要件、キャリアパス要件を満たしていることが確認できなかった。
- ・令和5年10月から令和6年3月の間、人員を配置せず、サービス提供時間を超えて利用者1名を受け入れ、本来より1時間多い報酬区分で介護報酬の請求を行った。

(3) 報告・書類提出の拒否(介護保険法第78条の10第9号に該当)

法人代表に、帳簿書類の提出を再三求めたが、一部の資料について、これに従わなかった。

(4) 虚偽答弁(介護保険法第78条の10第10号に該当)

介護職員処遇改善加算について、法人代表が算定加算分の賃金改善を行っている旨の答弁を行ったが、支払った事実が分かる資料が確認できず、また、提供もされなかったことから、虚偽答弁と判断せざるを得ない。

5 経済上の措置

(1) 経済上の措置として、令和4年7月利用分から令和6年3月利用分までに係る介護報酬の不正請求相当額に、加算金(不正請求相当額に100分の40を乗じて得た額)を加えた額を請求した。併せて、利用者から徴収した利用者負担金の不当徴収した費用については、利用者への返還を求めた。

(2) 返還請求額 4,925,232円(加算金 1,407,209円を含む)

6 その他

利用者について、他法人事業所への引き継ぎを行うなど、利用者のサービスの継続を図るための便宜を提供するよう指示しており、利用者及び利用者家族に支障を招くことのないよう対応しています。

問い合わせ先

健康保険部 介護保険課
直通 048-796-8285